

香川県立自然公園条例施行規則及び香川県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年7月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第48号

香川県立自然公園条例施行規則及び香川県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
(香川県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県立自然公園条例施行規則(平成3年香川県規則第32号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>生態系維持回復事業(第23条の2～第23条の7)</u></p> <p>第5章 <u>風景地保護協定及び県立自然公園管理団体(第23条の8～第23条の11)</u></p> <p>第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(公園事業となる施設の種類)</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設<u>(以下「公園施設」という。)</u>は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(公園事業の執行の同意又は認可)</p> <p>第3条 条例第9条第2項の同意又は同条第3項の認可は、<u>公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>風景地保護協定及び県立自然公園管理団体(第23条の2～第23条の5)</u></p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(公園事業となる施設の種類)</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(公園事業の執行認可の申請)</p> <p>第3条 条例第8条第3項の規定により公園事業の執行の認可を受けようとする者は、<u>県立自然公園事業執行認可申請書(執行協議書)(第1号様式)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。ただし、運輸施設にあっては、第5号及び第6号に掲げる書類を添えることを要しない。</u></p> <p>(1) <u>施設の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図</u></p> <p>(2) <u>施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真</u></p> <p>(3) <u>施設の規模及び構造(運輸施設にあっては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)</u>を明らかにした</p>

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第3条の2 条例第9条第4項に規定する執行の同意又は認可の申請は、公園事業執行同意又は認可申請書(第1号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第9条第4項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

(2) 第2条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあっては、その施設の供用開始の予定年月日

(3) 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間

3 条例第9条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては、第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、県以外の地方公共団体の行う公園事業にあっては、第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。

(1) 個人にあっては、住民票の写し

縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図

(4) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 工事の施行を要する場合にあっては、当該工事の施行に要する経費につき、用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費等の項目ごとに数量、単価、金額及びその内訳を記載した書類

(6) 施設の管理又は経営に要する経費につき、収入並びに支出の総額及びその内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類

(7) 法人にあっては、次に掲げる書類

ア 定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

イ 認可の申請に関する意思決定を証する書類

(8) 法人を設立しようとする者にあっては、定款、寄附行為又は規約

(9) 法人格のない組合(以下「組合」という。)にあっては、次に掲げる書類

ア 組合契約書の写し

イ 認可の申請に関する意思決定を証する書類

- (2) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
- (6) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (7) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (8) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書並びに木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
- (9) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (10) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）

第4条 条例第9条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第9条第4項第1号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間
- (4) 公園施設の占有又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額
- (5) 第3条の2第2項第2号及び第3号に掲げる事項

（施設の供用開始等）

第4条 県立自然公園の利用のための施設に関する公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。次項及び次条において同じ。）の執行の認可を受けた者は、知事の定める期日までに施設の供用を開始しなければならない。

- 2 公園事業の執行の認可を受けた者は、当該公園事業の執行として工事を施行する場合には、知事の定める期間内にその工事に着手し、かつ、知事の定める期日までにこれを完了しなければならない。
- 3 知事は、正当な理由があると認めるときは、前2項の期日を延期し、又は前項の期間を伸長することができる。
- 4 前項の規定による期日の延期又は期間の伸長を申請しようとする者は、供用開始期日延期（工事着手期間伸長・工事完了期日延期）承認申請書（協議書）（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)

第5条 条例第9条第7項の規定による変更の同意又は認可の申請は、公園事業の内容の変更の同意又は認可申請書（第2号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 条例第9条第8項において準用する同条第5項の規則で定める書類は、第3条の2第3項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる書類とする。

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第6条 条例第9条第9項の規定による届出は、公園事業の内容の軽微変更届出書（第3号様式）を知事に提出して行うものとする。

(承継の同意又は承認の申請)

第7条 条例第11条第1項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、法人の合併又は分割による公園事業の承継の同意又は承認申請書（第4号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 合併法人等（条例第11条第1項に規定する合併法人等をいう。）の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(2) 第3条の2第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類

(公園事業の管理方法又は経営方法の届出)

第5条 公園事業の執行の認可を受けた者は、当該公園事業の管理又は経営の方法を定め、公園事業管理（経営）方法届出書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。公園事業の管理又は経営の方法を変更したときも、同様とする。

(施設の変更等の承認)

第6条 公園事業の執行の認可を受けた者（以下「事業者」という。）は、当該公園事業に係る次に掲げる事項（運輸施設に関する事業者にあつては、第3号を除く。）を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、建築物の内部の構造の変更であつて軽易なもの及び別表第1に掲げる行為に該当するものについては、この限りでない。

(1) 施設の位置

(2) 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

(3) 施設の管理又は経営の方法の概要

2 前項の規定による変更の承認を受けようとする者は、公園事業執行認可事項変更承認申請書（同意事項変更協議書）（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定により承認を受けようとする事項が同項第1号又は第2号に掲げるものであるときは、前項に規定する申請書には、変更の内容を明らかにした図面を添えなければならない。

4 第4条の規定は、第1項の規定による承認を受けた者について、準用する。

(公園事業の休止及び廃止)

第7条 事業者は、公園事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、その休止又は廃止について、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による休止又は廃止の承認を受けようとする者は、公園事業休止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、公園事業を休止し、又は廃止しようとする者が

(3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第11条第2項に規定する相続の承認の申請は、相続による公園事業の承継申請書（第5号様式）を知事に提出して行うものとする。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第3条の2第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類

(2) 被相続人との続柄を証する書類

(3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出)

第8条 条例第12条の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに、公園事業の休廃止届出書（第6号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第3条の2第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。

(同意又は認可の失効の届出)

第9条 条例第13条第2項の規定による届出は、公園事業の執行の同意又は認可の失効届出書（第7号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

法人又は組合であるときは、公園事業の休止又は廃止に関する意思決定を証する書類を添えなければならない。

(事業者の地位の承継)

第8条 事業者の地位は、知事の承認を受けたとき、又は当該公園事業である事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができる。

2 事業者が死亡したときはその相続人が、事業者である法人の合併があったときは合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、事業者である法人の分割（当該公園事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは分割により当該公園事業の全部を承継した法人が、それぞれ当該事業者の地位を承継する。

3 第1項の規定による承継の承認を受けようとする者は、公園事業譲渡承継承認申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

4 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 譲渡に関する契約書の写し

(2) 譲渡価格の明細書

(3) 譲受人が現に事業者でない法人又は組合であるときは、定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又は組合契約書の写し

(4) 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、定款、寄附行為又は規約

(5) 譲渡人又は譲受人が法人又は組合であるときは、公園事業の譲渡又は譲受に関する意思決定を証する書類

(条件)

第9条 条例第8条第3項の規定による認可又は前3条の規定による承認には、県立自然公園の保護又は利用上必要な限度において条件を付することができる。ただし、運輸施設に関する公園事業に係る認可又は承認につい

- (1) 第3条の2第3項第3号及び第4号に掲げる書類
- (2) 条例以外の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと又はその効力が失われたことを証する書類

第10条から第15条まで 削除

ては、県立自然公園の保護上必要な条件に限るものとする。

(届出)

第10条 事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 相続、合併又は分割により事業者の地位を承継したとき。
- (2) 住所又は氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したとき。
- (3) 法人を設立したとき。
- (4) 休止した施設の供用を再開したとき。
- (5) 第7条第1項ただし書に規定する休止又は廃止をしようとするとき。
- (6) 事業者の地位を譲渡により承継したとき。

(報告の徴収及び立入検査)

第11条 知事は、事業者に対して、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入り、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 事業者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、虚偽の陳述をしてはならない。

(改善命令)

第12条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、事業者（運輸施設に関する事業者を除く。）に対して、当該公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずることができる。

(公園事業の執行認可の失効及び取消し)

第13条 公園事業である事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、

(特別地域内における行為の許可申請)

第17条 条例第18条第3項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる行為に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 条例第18条第3項第1号に掲げる行為 特別地域内工作物新築(改築・増築)許可申請書(第8号様式)
- (2) 条例第18条第3項第2号に掲げる行為 特別地域内木竹伐採許可申請書(第9号様式)
- (3) 条例第18条第3項第3号に掲げる行為 特別地域内木竹損傷許可申請書(第9号様式の2)
- (4) 条例第18条第3項第4号に掲げる行為 特別地域内鉱物掘採(土石採取)許可申請書(第10号様式)
- (5) 条例第18条第3項第5号に掲げる行為 特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書(第11号様式)
- (6) 条例第18条第3項第6号に掲げる行為 特別地域内汚水等排出許可申請書(第12号様式)
- (7) 条例第18条第3項第7号に掲げる行為 特別地域内広告物設置等許可申請書(第13号様式)
- (8) 条例第18条第3項第8号に掲げる行為 特別地域内土石等集積(貯蔵)許可申請書(第13号様式の2)
- (9) 条例第18条第3項第9号に掲げる行為 特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書(第14号様式)
- (10) 条例第18条第3項第10号に掲げる行為 特別地域内土地形状変更許可申請書(第15号様式)
- (11) 条例第18条第3項第11号に掲げる行為 特別地域内指定植物採取(損傷)許可申請書(第16号様式)
- (12) 条例第18条第3項第12号に掲げる行為 特別地域内指定植物植栽(は播種)許可申請書(第16号様式の2)

る者」と、「公園事業休止(廃止)承認申請書(第5号様式)」とあるのは「公園事業休止(廃止)届出書(第7号様式)」と、第8条第1項中「知事の承認を受けたとき」とあるのは「知事に届け出たとき」と、第13条第1項中「執行の認可」とあるのは「執行の同意」と読み替えるものとする。

(特別地域内における行為の許可の申請)

第17条 条例第11条第3項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる行為に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第11条第3項第1号に掲げる行為 特別地域内工作物新築(改築・増築)許可申請書(第8号様式)
- (2) 条例第11条第3項第2号に掲げる行為 特別地域内木竹伐採許可申請書(第9号様式)
- (3) 条例第11条第3項第3号に掲げる行為 特別地域内鉱物掘採(土石採取)許可申請書(第10号様式)
- (4) 条例第11条第3項第4号に掲げる行為 特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書(第11号様式)
- (5) 条例第11条第3項第5号に掲げる行為 特別地域内汚水等排出許可申請書(第12号様式)
- (6) 条例第11条第3項第6号に掲げる行為 特別地域内広告物設置等許可申請書(第13号様式)
- (7) 条例第11条第3項第7号に掲げる行為 特別地域内土石等集積(貯蔵)許可申請書(第13号様式の2)
- (8) 条例第11条第3項第8号に掲げる行為 特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書(第14号様式)
- (9) 条例第11条第3項第9号に掲げる行為 特別地域内土地形状変更許可申請書(第15号様式)
- (10) 条例第11条第3項第10号に掲げる行為 特別地域内指定植物採取(損傷)許可申請書(第16号様式)

(13) 条例第18条第3項第13号に掲げる行為 特別地域内指定動物捕獲（殺傷）等許可申請書（第16号様式の3）

(14) 条例第18条第3項第14号に掲げる行為 特別地域内指定動物放出（家畜の放牧を含む。）許可申請書（第16号様式の4）

(15) 条例第18条第3項第15号に掲げる行為 特別地域内工作物色彩変更許可申請書（第17号様式）

(16) 条例第18条第3項第16号に掲げる行為 特別地域内車馬（動力船・航空機）使用（着陸）許可申請書（第18号様式）

2 略

(1) 行為の場所の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

(2)～(4) 略

3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

(1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況及び特質

(2) 当該行為により得られる自然的又は社会経済的な効用

(3) 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

(4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

4 知事は、第1項に規定する申請書の提出があった場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めたときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

（特別地域内における行為の許可基準）

第17条の2 条例第18条第4項に規定する規則で定める基準は、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条の規定の例によるものとする。

(11) 条例第11条第3項第11号に掲げる行為 特別地域内指定動物捕獲（殺傷）等許可申請書（第16号様式の2）

(12) 条例第11条第3項第12号に掲げる行為 特別地域内工作物色彩変更許可申請書（第17号様式）

(13) 条例第11条第3項第13号に掲げる行為 特別地域内車馬（動力船・航空機）使用（着陸）許可申請書（第18号様式）

2 前項各号に掲げる申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

(1) 行為の場所の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2)～(4) 略

（特別地域内における行為の許可基準）

第17条の2 条例第11条第4項に規定する規則で定める基準は、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条の規定の例によるものとする。

(特別地域内における既着手行為等の届出)

第18条 条例第18条第6項、第7項又は第8項の規定による届出は、特別地域内行為着手済届出書(第19号様式)、特別地域内非常災害応急措置届出書(第20号様式)、特別地域内木竹植栽届出書(第21号様式)又は特別地域内家畜放牧届出書(第22号様式)を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、第17条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、条例第18条第7項の規定による届出にあっては、第17条第2項第1号に掲げる図面を添えれば足りる。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第19条 条例第18条第9項第4号に規定する規則で定める行為は、別表第1のとおりとする。

(普通地域内における行為の届出)

第20条 条例第19条第1項の規定による届出は、普通地域内行為届出書(第23号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 略

3 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 行為者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 行為の目的
- (3) 行為の場所及びその付近の状況
- (4) 行為の完了予定日

(工作物の基準)

第21条 条例第19条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 海域以外の区域

(特別地域内における既着手行為等の届出)

第18条 条例第11条第6項、第7項又は第8項の規定により届出をしようとする者は、次の各号に掲げる届出に応じ、当該各号に定める届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 条例第11条第6項の規定による届出 特別地域内行為着手済届出書(第19号様式又は第19号様式の2)

(2) 条例第11条第7項の規定による届出 特別地域内非常災害応急措置届出書(第20号様式)

(3) 条例第11条第8項の規定による届出 特別地域内木竹植栽届出書(第21号様式)又は特別地域内家畜放牧届出書(第22号様式)

- 2 前項各号に掲げる届出書には、第17条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、前項第2号に掲げる届出にあっては、同条第2項第1号に掲げる図面を添えれば足りる。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第19条 条例第11条第9項第3号に規定する規則で定める行為は、別表第1のとおりとする。

(普通地域内における行為の届出)

第20条 条例第12条第1項の規定による届出をしようとする者は、普通地域内行為届出書(第23号様式)を知事に提出しなければならない。

2 略

3 条例第12条第1項の規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、行為の目的、行為の場所及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(工作物の基準)

第21条 条例第12条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 海面以外の区域

ア～ケ 略
(2) 海域の区域
ア・イ 略

(普通地域内における届出を要しない行為)

第22条 条例第19条第7項第4号に規定する規則で定める行為は、別表第2のとおりとする。

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第23条 条例第18条第3項の規定による許可を受けた行為又は条例第19条第1項の規定による届出を完了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、第17条第2項又は第20条第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面（以下「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 略

3 第1項に該当するもののほか、条例第18条第3項の規定による許可の申請又は同条第6項若しくは第8項若しくは条例第19条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を添えることを省略することができる。

第4章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認)

第23条の2 国及び県以外の地方公共団体が、条例第25条第2項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う条例第2条第4号に規定する生態系維持回復事業（以下「生態系維持回復事業」という。）が県立自然公園における条例第24条第1項に規定する生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

- ア 生態系の状況の把握及び監視
- イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ア～ケ 略
(2) 海面の区域
ア・イ 略

(普通地域内における届出を要しない行為)

第22条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、別表第2のとおりとする。

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第23条 条例第11条第3項の規定による許可を受けた行為又は条例第12条第1項の規定による届出を完了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、第17条第2項又は第20条第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面（以下「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 略

3 第1項に該当するもののほか、条例第11条第3項の規定による許可の申請又は同条第6項若しくは第8項若しくは条例第12条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を添えることを省略することができる。

- オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第23条の3 国及び地方公共団体以外の者が、条例第25条第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

- (1) その者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (2) その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における条例第24条第1項に規定する生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第23条の4 条例第25条第4項に規定する生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認申請書（第23号様式の2）又は生態系維持回復事業認定申請書（第23号様式の3）を知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第25条第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。
- 3 条例第25条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
 - (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（第23号様式の4）

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第23条の5 条例第25条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第23条の6 条例第25条第7項に規定する変更の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業変更確認申請書（第23号様式の5）又は生態系維持回復事業変更認定申請書（第23号様式の6）を知事に提出して行うものとする。

2 第23条の4第3項の規定は、条例第25条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類について準用する。

(軽微な変更の届出)

第23条の7 条例第25条第9項の規定による届出は、生態系維持回復事業軽微変更届出書（第23号様式の7）を知事に提出して行うものとする。

第5章 略

(風景地保護協定の基準)

第23条の8 条例第28条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(風景地保護協定の公告)

第23条の9 条例第29条第1項（条例第32条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項を香川県報に登載して行うものとする。

(1)～(6) 略

(風景地保護協定の締結の公告)

第23条の10 前条の規定は、条例第31条（条例第32条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(県立自然公園管理団体の指定基準)

第23条の11 条例第34条第1項の規定による県立自然公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

(1) 略

(2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第35条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

第4章 風景地保護協定及び県立自然公園管理団体

(風景地保護協定の基準)

第23条の2 条例第17条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(風景地保護協定の公告)

第23条の3 条例第18条第1項（条例第21条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項を香川県報に登載して行うものとする。

(1)～(6) 略

(風景地保護協定の締結の公告)

第23条の4 前条の規定は、条例第20条（条例第21条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(県立自然公園管理団体の指定基準)

第23条の5 条例第23条第1項の規定による県立自然公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

(1) 略

(2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第24条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

(3) 十分な活動実績を有していることその他条例第35条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

(4) 営利を目的としないことその他条例第35条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第6章 略

(証明書の様式)

第24条 条例第15条第2項、第21条第3項、第23条第3項又は第40条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書は、第24号様式によるものとする。

(補償請求)

第25条 条例第41条第3項の規定により補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出して行うものとする。

(1)～(3) 略

別表第1 (第19条関係)

1～5 略

6 条例第18条第3項の規定により許可を受けた行為又はこの表の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舍を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。

7～13 略

14 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

15・16 略

16の2 受信アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

17～22 略

22の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

22の3 宅地の木竹を損傷すること(条例第18条第3項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下同じ。)

22の4 自家用のために木竹を損傷すること。

(3) 十分な活動実績を有していることその他条例第24条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

(4) 営利を目的としないことその他条例第24条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第5章 雑則

(証明書の様式)

第24条 条例第14条第3項、第16条第3項若しくは第29条第4項又は第11条第2項(第15条において準用する場合を含む。)の規定により当該職員の携帯する証明書は、第24号様式によるものとする。

(補償請求)

第25条 条例第30条第3項の規定により補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

別表第1 (第6条、第19条関係)

1～5 略

6 条例第11条第3項の規定により許可を受けた行為又はこの表の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舍を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。

7～13 略

14 道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

15・16 略

17～22 略

- 22の5 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の6 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の7 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の8 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- 22の9 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の10 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の11 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の12 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の13 県立自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
- 22の14 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- 22の15 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- 22の16 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の17 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- 22の18 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木

竹を損傷すること。

22の19 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

22の20 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

23～52 略

53 宅地内にある植物で、条例第18条第3項第11号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

53の2 県立自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る植物であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

53の3 農業を営むために条例第18条第3項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

53の4 森林の整備及び保全を図るために条例第18条第3項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

53の5 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第18条第3項第12号に掲げる行為に該当するものを除く。以下同じ。）。

53の6 宅地内に木竹を植栽すること。

53の7 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

54 略

54の2 県立自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る動物であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

54の3 県立自然公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

23～52 略

53 宅地内にある植物で、条例第11条第3項第10号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

54 略

54の4 県立自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

54の5 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第5項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

55 県立自然公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

55の2 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

56・57 略

57の2 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第18条第3項第14号の知事が指定するものに限る。以下同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下同じ。）。

57の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

57の4 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの。

(1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(2) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

57の5 家畜を係留放牧すること（条例第18条第3項第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

58～71 略

55 県立自然公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

56・57 略

58～71 略

72 知事の指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること。

72 略

別表第2（第22条関係）

1 別表第1の第1号から第16号の2まで、第24号から第27号まで、第38号から第42号まで、第58号又は第59号に掲げる行為

2～16 略

73 宅地内に木竹を植栽すること。

74 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、きり、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

75 家畜を係留放牧すること。

76 略

別表第2（第22条関係）

1 別表第1の第1号から第16号まで、第24号から第27号まで、第38号から第42号まで、第58号又は第59号に掲げる行為

2～16 略

第1号様式（第3条の2関係）

公園事業執行同意又は認可申請書		年 月 日
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名	④
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）		
香川県立自然公園条例第9条第2項又は第3項の規定により、		県立自然公園内において、
事業を執行したいので、次のとおり申請します。		
公園施設の種類		
公園施設の位置		
公園施設の規模及び構造		
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法	直営 委託（受託者 _____）
	料金徴収	有（標準的な額 _____） 無
	供用期間	通年 季節（供用期間 _____）
公園施設の供用開始の予定年月日		
工事施行の予定期間		
備 考		

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第3条の2第3項各号に掲げる書類を添付すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第1号様式（第3条関係）

県立自然公園事業執行認可申請書（執行協議書）		年 月 日
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名	④
（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）		
香川県立自然公園条例第8条第3項（第2項）の規定により、		県立自然公園内において、
に関する公園事業を執行したいので、次のとおり申請（協議）します。		
公園事業の種類		
施設の位置		
施設の規模及び構造		
施設の管理又は経営の方法の概要		
事業資金の総額及び調達方法		
施設の供用開始の予定期日		
工事施行の予定期間	認可を受けて（同意を得て）から _____ 日以内に着手 工事に着手してから _____ 日以内に完了	
備 考		

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第3条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式（第5条関係）

公園事業の内容の変更の同意又は認可申請書				
香川県知事 殿		年 月 日		
申請者 住所 氏名		(印)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>				
香川県立自然公園条例第9条第6項の規定により、 県立自然公園内における 事業について変更したいので、次のとおり申請します。				
同意を得た（認可を受けた） 年 月 日 及び 番号		年 月 日 第 号		
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	公園施設の種類			
	公園施設の位置			
	公園施設の規模及び構造			
	公園施設の管理又は経営方法	経営方法		
		料金徴収		
供用期間				
変更しようとする年月日				
変更を必要とする理由				
工事施行の予定期間				
備 考				

注1 香川県立自然公園条例施行規則第5条第2項の書類を添付すること。

第2号様式（第4条関係）

供用開始期日延期（工事着手期間伸長・工事完了期日延期）承認申請書（協議書）	
年 月 日	
香川県知事 殿	(印)
申請者 住所 氏名	(印)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>	
香川県立自然公園条例施行規則（第15条において準用する）第4条第4項の規定により、供用開始期日を延期（工事着手期間を伸長・工事完了期日を延期）したいので、次のとおり申請（協議）します。	
認可を受けた（同意を得た） 年 月 日 及び 番号	年 月 日 第 号
公園事業の種類	
申請（協議の申出）に係る施設又は工事	
認可（同意）の条件にある期日又は期間	
延期又は伸長しようとする期日又は期間	
延期又は伸長を理由とする理由	
備 考	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第3号様式（第6条関係）

公園事業の内容の軽微変更届出書		
年 月 日		
香川県知事 殿	届出者 住所 氏名	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)		
香川県立自然公園条例第9条第9項の規定により、 県立自然公園内における 事業について軽微な変更をしたので、次のとおり届け出ます。		
同意を得た（認可を受けた） 年 月 日 及び 番号	年 月 日 第 号	
公園施設の種類		
変更の内容	事項 変更前 変更後	
	住所、氏名 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
	公園施設の管理又は経営の方法	
	受託者 標準的な額 供用期間	
	供用開始予定 年 月 日	
	工事施行の 予定期間	
変更した 年 月 日		
変更した 理由		
備考		

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第3号様式（第5条関係）

公園事業管理（経営）方法届出書	
年 月 日	
香川県知事 殿	届出者 住所 氏名
(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
香川県立自然公園条例施行規則（第15条において準用する）第5条の規定により、公園事業の管理（経営）の方法を定めたので、次のとおり届け出ます。	
認可を受けた（同意を得た）年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園事業の種類	
施設の所在地	
施設の名称	
直営、委託の別	
施設の営業（開設）の期間	
施設の占用料又は使用料を徴収する場合は、その額の明細	
施設の保全又は補修の方法	
火災その他の災害の予防の方法、災害発生時の措置等防災計画の概要	
施設の清掃、消毒、廃棄物処理その他衛生保持の具体的方法	
他の法令の規定により免許、許可等の処分を必要とする事業にあっては、その法令名及び免許、許可等を受けた年月日及び番号	
その他管理（経営）方法につき特記すべき事項	
備考	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第4号様式（第7条関係）

法人の合併又は分割による公園事業の承継の同意又は承認申請書 年 月 日 香川県知事 殿 申請者 主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名 ㊟ 香川県立自然公園条例第11条第1項の規定により、 県立自然公園内における 事業を承継したいので、次のとおり申請します。	
同意を得た（認可を受けた） 年 月 日 及び 番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
合併（分割）法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併（分割）した年月日	
合併（分割）した理由	
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第7条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第4号様式（第6条関係）

公園事業執行認可事項変更承認申請書 （同意事項変更協議書） 年 月 日 香川県知事 殿 申請者 住所 氏名 ㊟ 法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名			
香川県立自然公園条例施行規則（第15条において準用する）第6条第1項の規定により、公園事業の執行の認可を受けた（同意を得た）事項を変更したいので、次のとおり申請（協議）します。			
認可を受けた（同意を得た） 年 月 日 及び 番号	年 月 日 第 号		
公園事業の種類			
変更の内容	事項	変更前	変更後
	施設の位置		
	施設の規模及び構造		
	施設の管理又は経営の方法の概要		
変更を必要とする理由			
備 考			

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第5号様式（第7条関係）

相続による公園事業の承継申請書		年 月 日
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名	⑩
香川県立自然公園条例第11条第2項の規定により、 県立自然公園内における 事業を承継したいので、次のとおり申請します。		
認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日	第 号
統 柄		
公園施設の種類		
被相続人の氏名及び住所		
被相続人が死亡した年月日		
備 考		

注1 香川県立自然公園条例施行規則第7条第4項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第5号様式（第7条関係）

公園事業休止（廃止）承認申請書		年 月 日
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名	⑩
(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)		
香川県立自然公園条例施行規則第7条第1項の規定により、公園事業を休止（廃止）したいので、次のとおり申請します。		
認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園事業の種類		
休止（廃止）しようとする公園事業の範囲		
休止の予定期間 (廃止の予定期日)		
休止（廃止）を 必要とする理由		
備 考		

注1 公園事業を休止し、又は廃止しようとする者が法人又は組合であるときは、公園事業の休止又は廃止に関する意思決定を証する書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第6号様式（第8条関係）

公園事業の休廃止届出書	
年 月 日	
香川県知事 殿	届出者 住所 氏名
	④ 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
香川県立自然公園条例第12条の規定により、 県立自然公園内における事業の休止又は廃止をしたいので、次のとおり届け出ます。	
同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
休止しようとする公園施設の範囲	
休止予定期間 (廃止の予定年月日)	
休止中(廃止後)の公園施設の管理方法(取扱い)	
休止(廃止)を必要とする理由	
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第8条第2項の書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第6号様式（第8条関係）

公園事業譲渡承継承認申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	譲渡人 住所 氏名
	④ 〔法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
	譲受人 住所 氏名
	④ 〔法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
香川県立自然公園条例施行規則第8条第1項の規定により、公園事業者の地位を譲渡により承継したいので、次のとおり申請します。	
認可(承認)を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園事業の種類	
譲渡に係る公園事業の範囲	
譲渡価格	
譲渡の予定期日	
譲渡を必要とする理由	
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第8条第4項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第7号様式（第9条関係）

公園事業の執行の同意又は認可の失効届出書	
年 月 日	
香川県知事 殿	届出者 住所 氏名
	ⓐ 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
香川県立自然公園条例第13条第2項の規定により、 県立自然公園内の事業について同意又は認可が失効したので、次のとおり届け出ます。	
同意を得た（認可を受けた） 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
失効した年月日	
失効した理由	
備 考	

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第9条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第7号様式（第15条関係）

公園事業休止（廃止）届出書	
年 月 日	
香川県知事 殿	届出者 主たる事務所の所在地 名 称 代表者の氏名
ⓐ	
香川県立自然公園条例施行規則第15条において準用する同規則第7条第1項の規定により、公園事業を休止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。	
承認を受けた（同意を得た） 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
公園事業の種類	
休止（廃止）しようとする公園事業の範囲	
休止の予定期間 （廃止の予定期日）	
休止（廃止）を 必要とする理由	
備 考	

- 注1 公園事業の休止又は廃止に関する意思決定を証する書類を添付すること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第 8 号様式 (第17条関係)

特別地域内工作物新築 (改築・増築) 許可申請書		
年 月 日		
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div> ㊟	
香川県立自然公園条例第18第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における工作物の新築 (改築・増築) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
工作物の種類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外部仕上げ及び色彩	
	関連行為の概要	
	施行後の周辺の取扱い	
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第 8 号様式 (第17条関係)

特別地域内工作物新築 (改築・増築) 許可申請書		
年 月 日		
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div> ㊟	
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における工作物の新築 (改築・増築) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
工作物の種類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外部仕上げ及び色彩	
	関連行為の概要	
	施行後の周辺の取扱い	
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第9号様式（第17条関係）

特別地域内木竹伐採許可申請書		
年 月 日		
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名	㊟
	法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特別 地域内における木竹の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
林 況	林 種	
	樹 種	
	林 齢	
	森 林 全 面 積	
	総 蓄 積	
施 行 方 法	伐 採 種 別	
	伐 採 樹 種	
	伐 採 面 積	
	平 均 樹 齢	
	平 均 胸 高 直 径	
	伐 採 材 積	
	伐 採 材 積 歩 合	
	伐 採 設 備	
	伐採跡地の取扱い	
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第9号様式（第17条関係）

特別地域内木竹伐採許可申請書		
年 月 日		
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名	㊟
	法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別 地域内における木竹の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
林 況	林 種	
	樹 種	
	林 齢	
	森 林 全 面 積	
	総 蓄 積	
施 行 方 法	伐 採 種 別	
	伐 採 樹 種	
	伐 採 面 積	
	平 均 樹 齢	
	平 均 胸 高 直 径	
	伐 採 材 積	
	伐 採 材 積 歩 合	
	伐 採 設 備	
	伐採跡地の取扱い	
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第9号様式の2 (第17条関係)

特別地域内木竹損傷許可申請書		
年 月 日		
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名 ④	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者 の氏名 </div>	
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特別 地域内における木竹の損傷の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及び その付近の状況		
損 傷 物 の 種 類		
施 行 方 法	損 傷 物 の 数 量	
	損 傷 方 法	
	関連行為の概要	
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第10号様式（第17条関係）

特別地域内鉱物掘採（土石採取）許可申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
	申請者 住所 氏名
	④
	法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況	
鉱物（土石）の種類	
施 行 方 法	掘採（採取）方法の種類別
	掘採（採取）量
	掘採（採取）設備
	土地の形状を変更する面積
	掘採（採取）後の土地の形状
	関連行為の概要
	掘採（採取）跡地の取扱い
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第10号様式（第17条関係）

特別地域内鉱物掘採（土石採取）許可申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
	申請者 住所 氏名
	④
	法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況	
鉱物（土石）の種類	
施 行 方 法	掘採（採取）方法の種類別
	掘採（採取）量
	掘採（採取）設備
	土地の形状を変更する面積
	掘採（採取）後の土地の形状
	関連行為の概要
	掘採（採取）跡地の取扱い
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第11号様式（第17条関係）

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書		
年 月 日		
香川県知事	殿	
	申請者	住所
		氏名
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ④ 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>	
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における水位（水量）に増減を及ぼさせる行為の許可を受けたいので、次		
のとおり申請します。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況	地 況	
	現在の水位(水量)	
	水の利用状況	
水位(水量)の増減の原因となる行為		
施 行 方 法	水位(水量)の増減の及ぶ範囲	
	水位(水量)の増減を及ぼす量 時期及び量	
	設 備	
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第11号様式（第17条関係）

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書		
年 月 日		
香川県知事	殿	
	申請者	住所
		氏名
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ④ 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>	
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における水位（水量）に増減を及ぼさせる行為の許可を受けたいので、次		
のとおり申請します。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況	地 況	
	現在の水位(水量)	
	水の利用状況	
水位(水量)の増減の原因となる行為		
施 行 方 法	水位(水量)の増減の及ぶ範囲	
	水位(水量)の増減を及ぼす量 時期及び量	
	設 備	
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第12号様式（第17条関係）

特別地域内汚水等排出許可申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
	申請者 住所
	氏名
	Ⓜ 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特 別地域内における汚水等の排出の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況	
汚水等の種類及び原因	
施 行 方 法	汚水等の処理施設の 種類、規模及び能力
	汚水等の水質
	排出の時期及び量
	指定水域等への 排 出 方 法
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第12号様式（第17条関係）

特別地域内汚水等排出許可申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
	申請者 住所
	氏名
	Ⓜ 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特 別地域内における汚水等の排出の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況	
汚水等の種類及び原因	
施 行 方 法	汚水等の処理施設の 種類、規模及び能力
	汚水等の水質
	排出の時期及び量
	指定水域等への 排 出 方 法
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第13号様式（第17条関係）

特別地域内広告物設置等許可申請書		
年 月 日		
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div> ㊟	
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特 別地域内における の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行 為 の 場 所 及 び その 付 近 の 状 況		
広 告 物 等 の 種 類		
施 行 方 法	独立して設置する場合の敷地面積	
	広告物等を掲出又は表示する工作物等の種類及びその箇所	
	規模及び構造	
	主 要 材 料	
	色 色 彩	
	表 示 の 内 容	
行 為 の 予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第13号様式（第17条関係）

特別地域内広告物設置等許可申請書		
年 月 日		
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div> ㊟	
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特 別地域内における の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行 為 の 場 所 及 び その 付 近 の 状 況		
広 告 物 等 の 種 類		
施 行 方 法	独立して設置する場合の敷地面積	
	広告物等を掲出又は表示する工作物等の種類及びその箇所	
	規模及び構造	
	主 要 材 料	
	色 色 彩	
	表 示 の 内 容	
行 為 の 予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第13号様式の2（第17条関係）

特別地域内土石等集積（貯蔵）許可申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 住所 氏名 ㊟	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>	
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における土石等集積（貯蔵）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行為の場所	
行為の場所及びその付近の状況	
集積（貯蔵）物の種類	
施行方法	集積（貯蔵）方法
	土地使用面積及び集積（貯蔵）する高さ
	関連行為の概要
	集積（貯蔵）設備
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第13号様式の2（第17条関係）

特別地域内土石等集積（貯蔵）許可申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 住所 氏名 ㊟	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>	
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における土石等集積（貯蔵）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行為の場所	
行為の場所及びその付近の状況	
集積（貯蔵）物の種類	
施行方法	集積（貯蔵）方法
	土地使用面積及び集積（貯蔵）する高さ
	関連行為の概要
	集積（貯蔵）設備
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第14号様式（第17条関係）

特別地域内水面埋立（干拓）許可申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
	申請者 住所
	氏名
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div> ㊟
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における水面の埋立（干拓）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況	
施 行 方 法	埋立（干拓）面積
	工 事 の 方 法
	関連行為の概要
	埋立（干拓）後の取扱い
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第14号様式（第17条関係）

特別地域内水面埋立（干拓）許可申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
	申請者 住所
	氏名
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div> ㊟
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における水面の埋立（干拓）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況	
施 行 方 法	埋立（干拓）面積
	工 事 の 方 法
	関連行為の概要
	埋立（干拓）後の取扱い
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第15号様式（第17条関係）

特別地域内土地形状変更許可申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
	申請者 住所
	氏名
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>	
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における土地の形状の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況	
土地の形状変更の原因となる行為	
施 行 方 法	変更する理由
	工事の方法
	変更後の土地の形状
	関連行為の概要
	変更後の取扱い
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第15号様式（第17条関係）

特別地域内土地形状変更許可申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
	申請者 住所
	氏名
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>	
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における土地の形状の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況	
土地の形状変更の原因となる行為	
施 行 方 法	変更する理由
	工事の方法
	変更後の土地の形状
	関連行為の概要
	変更後の取扱い
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第16号様式（第17条関係）

特別地域内指定植物採取（損傷）許可申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 住所 氏名	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ④ 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>	
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特別 地域内における指定植物の採取（損傷）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況	
採取（損傷）物の種類	
施 行 方 法	採取（損傷）物の数量
	採取（損傷）の方法
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第16号様式（第17条関係）

特別地域内指定植物採取（損傷）許可申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 住所 氏名	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ④ 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>	
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別 地域内における指定植物の採取（損傷）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況	
採取（損傷）物の種類	
施 行 方 法	採取（損傷）物の数量
	採取（損傷）の方法
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第16号様式の2 (第17条関係)

特別地域内指定植物植栽（播種）許可申請書 年 月 日	
香川県知事	殿
	申請者 住所
	氏名
④ 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における指定植物の植栽又は播種の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況	
植栽（播種）する植物の種類	
施 行 方 法	植栽（播種）面積
	植栽（播種）数量
	植栽（播種）方法
	管 理 方 法
	関連行為の概要
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第16号様式の3 (第17条関係)

特別地域内指定動物捕獲（殺傷）等許可申請書		
年 月 日		
香川県知事 殿		
申請者 住 所 氏 名		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ④ 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>		
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園		
の特別地域内における指定動物の捕獲（殺傷）（指定動物の卵の採取（損傷））の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
動物（卵）の種類		
施 行 方 法	捕獲（殺傷） （採取（損傷）） 物の数量	
	捕獲（殺傷） （採取（損傷）） の 方 法	
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第16号様式の2 (第17条関係)

特別地域内指定動物捕獲（殺傷）等許可申請書		
年 月 日		
香川県知事 殿		
申請者 住 所 氏 名		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ④ 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>		
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園		
の特別地域内における指定動物の捕獲（殺傷）（指定動物の卵の採取（損傷））の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
動物（卵）の種類		
施 行 方 法	捕獲（殺傷） （採取（損傷）） 物の数量	
	捕獲（殺傷） （採取（損傷）） の 方 法	
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第16号様式の4 (第17条関係)

特別地域内指定動物放出（家畜の放牧を含む。）許可申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
	申請者 住所
	氏名
	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div> ㊟
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特別 地域内における指定動物の放出（家畜の放牧を含む。）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況	
動物（家畜）の種類	
施 行 方 法	動物（家畜）の数量（頭数）
	管 理 方 法
行為の予定期日	着 手
	完 了
備 考	

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第17号様式（第17条関係）

特別地域内工作物色彩変更許可申請書		
年 月 日		
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div> ㊟		
香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特別 地域内における の色彩の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請しま す。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
施 行 方 法	色彩を変更する 工 作 物	
	色彩を変更する 箇 所	
	現 在 の 色 彩	
	変 更 後 の 色 彩	
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第17号様式（第17条関係）

特別地域内工作物色彩変更許可申請書		
年 月 日		
香川県知事	殿	
	申請者 住所	
	氏名	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div> ㊟		
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別 地域内における の色彩の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請しま す。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
施 行 方 法	色彩を変更する 工 作 物	
	色彩を変更する 箇 所	
	現 在 の 色 彩	
	変 更 後 の 色 彩	
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第18号様式（第17条関係）

特別地域内車馬（動力船・航空機）使用（着陸）許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名

Ⓜ

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

香川県立自然公園条例第18条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における車馬（動力船・航空機）の使用（着陸）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
車馬（動力船・航空機）の種類及び数		
使用（着陸）範囲及び面積		
使用（着陸）方法		
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第18号様式（第17条関係）

特別地域内車馬（動力船・航空機）使用（着陸）許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名

Ⓜ

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における車馬（動力船・航空機）の使用（着陸）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
車馬（動力船・航空機）の種類及び数		
使用（着陸）範囲及び面積		
使用（着陸）方法		
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第19号様式（第18条関係）

特別地域内行為着手済届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所

氏名

㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

香川県立自然公園条例第18条第6項の規定により、県立自然公園において、同条第3項各号に掲げる行為が規制されることとなったときにおいて、

行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

注1 記載事項は、それぞれの行為ごとに、香川県立自然公園条例施行規則第17条第1項各号に定める様式の例に準じて記載することとし、同条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第19号様式（第18条関係）

特別地域内行為着手済届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所

氏名

㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

香川県立自然公園条例第11条第6項の規定により、県立自然公園の特別地域が指定（拡張）された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

注1 記載事項は、それぞれの行為ごとに、香川県立自然公園条例施行規則第17条第1項各号に定める様式の例に準じて記載することとし、同条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第19号様式の2（第18条関係）

特別地域内行為着手済届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名）

香川県立自然公園条例第11条第6項の規定により、 県立自然公園において、
同条第3項第5号に規定する湖沼（湿原）が指定された際、同号に規定する区域内で同
号に掲げる行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

注1 記載事項は、香川県立自然公園条例施行規則第17条第1項第5号に定める様式の
例に準じて記載することとし、同条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第20号様式（第18条関係）

特別地域内非常災害応急措置届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕[㊟]

香川県立自然公園条例第18条第7項の規定により、 県立自然公園の特別地域内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

- 注1 記載事項は、それぞれの行為ごとに、香川県立自然公園条例施行規則第17条第1項各号に定める様式の例に準じて記載することとし、同条第2項第1号に掲げる図面を添付すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第20号様式（第18条関係）

特別地域内非常災害応急措置届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕[㊟]

香川県立自然公園条例第11条第7項の規定により、 県立自然公園の特別地域内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

- 注1 記載事項は、それぞれの行為ごとに、香川県立自然公園条例施行規則第17条第1項各号に定める様式の例に準じて記載することとし、同条第2項第1号に掲げる図面を添付すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第21号様式（第18条関係）

特別地域内木竹植栽届出書		年 月 日
香川県知事 殿		
届出者 住所 氏名		Ⓜ
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕		
香川県立自然公園条例第18条第8項の規定により、 県立自然公園の特別地域内において木竹の植栽をしたいので、次のとおり届け出ます。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
施 行 方 法	植 栽 種 別	
	植 栽 面 積	
	植 栽 樹 種	
	樹 齢	
	植 栽 数 量	
	植 栽 方 法	
	管 理 方 法	
行為の予定期日	着 手	
	完 了	
備 考		

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第21号様式（第18条関係）

特別地域内木竹植栽届出書		年 月 日
香川県知事 殿		
届出者 住所 氏名		Ⓜ
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕		
香川県立自然公園条例第11条第8項の規定により、 県立自然公園の特別地域内において木竹の植栽をしたいので、次のとおり届け出ます。		
目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況		
施 行 方 法	植 栽 種 別	
	植 栽 面 積	
	植 栽 樹 種	
	樹 齢	
	植 栽 数 量	
	植 栽 方 法	
	管 理 方 法	
	着 手	
行為の予定期日	完 了	
	完 了	
備 考		

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第22号様式（第18条関係）

特別地域内家畜放牧届出書	
年 月 日	
香川県知事	殿
	届出者 住所
	氏名
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ④ 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>
香川県立自然公園条例第18条第8項の規定により、 県立自然公園の特別 地域内において家畜の放牧をしたいので、次のとおり届け出ます。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行 為 の 場 所 及 び その付近の状況	
施 行 方 法	放 牧 面 積
	家 畜 の 種 類 及 び 頭 数
	関 連 行 為 の 概 要
	放 牧 設 備
	放 牧 時 期
	管 理 方 法
行 為 の 予 定 期 日	着 手
	完 了
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第22号様式（第18条関係）

特別地域内家畜放牧届出書	
年 月 日	
香川県知事	殿
	届出者 住所
	氏名
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ④ 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>
香川県立自然公園条例第11条第8項の規定により、 県立自然公園の特別 地域内において家畜の放牧をしたいので、次のとおり届け出ます。	
目 的	
行 為 の 場 所	
行 為 の 場 所 及 び その付近の状況	
施 行 方 法	放 牧 面 積
	家 畜 の 種 類 及 び 頭 数
	関 連 行 為 の 概 要
	放 牧 設 備
	放 牧 時 期
	管 理 方 法
行 為 の 予 定 期 日	着 手
	完 了
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第17条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第23号様式（第20条関係）

普通地域内行為届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕[㊞]

香川県立自然公園条例第19条第1項の規定により、
内において 県立自然公園の普通地域
行為をしたいので、次のとおり届け出ます。

注1 記載事項は、それぞれの行為ごとに、香川県立自然公園条例施行規則第17条第1項第1号、第4号、第5号、第7号、第9号及び第10号に定める様式の例に準じて記載することとし、同条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第23号様式（第20条関係）

普通地域内行為届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕[㊞]

香川県立自然公園条例第12条第1項の規定により、
内において 県立自然公園の普通地域
行為をしたいので、次のとおり届け出ます。

注1 記載事項は、それぞれの行為ごとに、香川県立自然公園条例施行規則第17条第1項第1号、第3号、第4号、第6号、第8号及び第9号に定める様式の例に準じて記載することとし、同条第2項各号に掲げる図面を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第23号様式の2（第23条の4関係）

生態系維持回復事業確認申請書	
香川県知事	年 月 日
殿	申請者 住所
	氏名
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div> ㊤
香川県立自然公園条例第25条第2項の規定により、 県立自然公園内にお ける 生態系維持回復事業について確認を受けたいので、次のとおり申請します。	
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
生態系維持回復事業を行う期間	
備考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第23条の4第3項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第23号様式の3 (第23条の4関係)

<p>生態系維持回復事業認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="padding-left: 40px;">申請者 住所</p> <p style="padding-left: 80px;">氏名</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; display: inline-block;"> 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">④</p>	
<p>香川県立自然公園条例第25条第3項の規定により、 県立自然公園内における 生態系維持回復事業について認定を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
生態系維持回復事業を行う期間	
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第23条の4第3項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第23号様式の4 (第23条の4関係)

生態系維持回復事業実施計画書		
県立自然公園名		
生態系維持回復事業 の 名 称		
生態系維持回復事業 を 行 う 目 標		
生態系維持回復事業 を 行 う 区 域		
生態系維持回復事業 を 行 う 期 間		
生態系維持回復事業 の 内 容	生態系の状況の把握 及 び 監 視	
	生態系の維持 又は回復に支障を 及ぼすおそれのある 動植物の防除	
	動植物の生息環境 又は生育環境の維持 又 は 改 善	
	生態系の維持 又は回復に必要な 動植物の保護増殖	
	生態系の維持 又は回復に資する 普 及 啓 発	
	必要な調査等	
備 考		

第23号様式の5 (第23条の6関係)

生態系維持回復事業変更確認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名

(印)
法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

香川県立自然公園条例第25条第6項の規定により、 県立自然公園内における 生態系維持回復事業について変更したいので、次のとおり申請します。

確認を受けた年月日及び番号	年 月 日	第	号
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
	生態系維持回復事業を行う期間		
変更を必要とする理由			
備 考			

注1 香川県立自然公園条例施行規則第23条の6第2項において準用する第23条の4第3項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第23号様式の6 (第23条の6 関係)

生態系維持回復事業変更認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) ㊟

香川県立自然公園条例第25条第6項の規定により、 県立自然公園内における 生態系維持回復事業について変更したいので、次のとおり申請します。

認定を受けた年月日及び番号	年 月 日	第	号
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
	生態系維持回復事業を行う期間		
変更を必要とする理由			
備 考			

注1 香川県立自然公園条例施行規則第23条の6第2項において準用する第23条の4第3項各号に掲げる書類を添付すること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第23号様式の7（第23条の7関係）

生態系維持回復事業軽微変更届出書	
	年 月 日
香川県知事	殿
	届出者 住所
	氏名
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <small>Ⓜ</small> 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>
<p>香川県立自然公園条例第25条第9項の規定により、県立自然公園内における生態系維持回復事業について軽微な変更をしたので、次のとおり届け出ます。</p>	
確認又は認定を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更の内容	変 更 前
	変 更 後
変更した年月日	
備 考	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第24号様式（第24条関係）

(表面)

9センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写
真

所 属
職 名
氏 名

上記の者は、香川県立自然公園条例第15条第1項、第21条第2項、第23条第2項及び第40条第1項の職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

9センチメートル

(裏面)

香川県立自然公園条例（抜粋）

(報告徴収及び立入検査)

第15条 知事は第9条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

(報告の徴収及び立入検査)

第21条 略

2 知事は、第18条第3項、第19条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第18条第3項各号若しくは第19条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 略

(利用のための規制)

第23条 略

2 当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、当該行為をやめるべきことを指示することができる。

3 略

(実地調査)

第40条 知事は、県立自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2～5 略

第24号様式（第24条関係）

(表面)

9センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写
真

所 属
職 名
氏 名

上記の者は、香川県立自然公園条例第14条第2項、第16条第2項及び第29条第1項並びに香川県立自然公園条例施行規則第11条第1項（同規則第15条において準用する場合を含む。）の職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

9センチメートル

(裏面)

香川県立自然公園条例（抜粋）

(報告の徴収、立入検査等)

第14条 (省略)

2 知事は、第11条第3項、第12条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第11条第3項各号若しくは第12条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 (省略)

(利用のための規制)

第16条 (省略)

2 当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、当該行為をやめるべきことを指示することができる。

3 (省略)

(実地調査)

第29条 知事は、県立自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2～5 (省略)

香川県立自然公園条例施行規則（抜粋）

(報告の徴収及び立入検査)

第11条 知事は、事業者に対して、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入り、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問させることができる。

2・3 (省略)

(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和49年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p><u>第3章 生態系維持回復事業(第25条の2—第25条の7)</u></p> <p><u>第4章～第7章 略</u></p> <p>附則</p> <p>(特別地域内における行為の許可の申請)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。</p> <p>(1) 行為地の位置を明らかにした縮尺<u>25,000分の1</u>以上の地形図</p> <p>(2) 行為地及びその<u>付近</u>の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(特別地区内における行為の許可基準)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>略</p> <p>a～j 略</p> <p>k 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道(<u>第13号及び第18条第11号</u>を除き、以下「道路」という。)であって、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの</p> <p>l～zの8 略</p> <p>エ・オ 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(特別地域内における行為の許可の申請)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の許可申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。</p> <p>(1) 行為地の位置を明らかにした縮尺<u>5万分の1</u>以上の地形図</p> <p>(2) 行為地及びその<u>附近</u>の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(特別地区内における行為の許可基準)</p> <p>第14条 条例第18条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(i) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>a～j 略</p> <p>k 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道(<u>第10号及び第18条第8号</u>を除き、以下「道路」という。)であって、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの</p> <p>l～zの8 略</p> <p>エ・オ 略</p>

(2)～(8) 略

(9) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(12)～(14) 略

(特別地区内における非常災害の応急措置として行った行為の届出)

第15条 略

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図を添えなければならない。

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第17条 条例第18条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(10) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係

(2)～(8) 略

(9)～(11) 略

(特別地区内における非常災害の応急措置として行った行為の届出)

第15条 略

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図を添えなければならない。

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第17条 条例第18条第10項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 略

る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(11)・(12) 略

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第18条 条例第18条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

ア～オ 略

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(6) 略

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

オ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

ケ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

(9)・(10) 略

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第18条 条例第18条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 木材を伐採することであって次に掲げるもの

ア～オ 略

(6) 略

サ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

シ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(8) 森林の整備及び保全を図るために条例第18条第4項第8号の知事が指定する区域内において同号の知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における放牧を含む。）であって次に掲げるもの

ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第18条第4項第9号の知事が指定するものに限る。以下同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下同じ。）。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ウ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの

(ア) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(イ) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(10)～(12) 略

(13) 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第18条第4項第1号から第3号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第18条第4項第6号に掲げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

(7)～(9) 略

(10) 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第18条第4項第1号から第3号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第18条第4項第6号に掲げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)
第19条 条例第19条第3項第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第20条 条例第19条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号アからウまで若しくはオからネまで、第5号イからオまで又は第12号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為(同条第1号アからウまで若しくはオからネまで又は第12号ウにあっては、工作物を新築することを除く。)

(2)～(5) 略

(野生動植物の捕獲等の許可の申請)

第21条 条例第19条第3項第7号の規定による許可の申請は、野生動植物捕獲(殺傷・採取・損傷)許可申請書(第4号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 略

(普通地区内における行為の届出)

第22条 略

2 略

3 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 行為者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 行為の目的

(3) 行為の場所及びその付近の状況

(4) 行為の完了予定日

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第24条 条例第20条第6項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)
第19条 条例第19条第3項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第20条 条例第19条第3項第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号アからウまで若しくはオからネまで、第5号イからオまで又は第9号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為(同条第1号アからウまで若しくはオからネまで又は第9号ウにあっては、工作物を新築することを除く。)

(2)～(5) 略

(野生動植物の捕獲等の許可の申請)

第21条 条例第19条第3項第6号の規定による許可の申請は、野生動植物捕獲(殺傷・採取・損傷)許可申請書(第4号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 略

(普通地区内における行為の届出)

第22条 略

2 略

3 条例第20条第1項の規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第24条 条例第20条第6項第3号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第25条 条例第20条第6項第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 略

ア～ウ 略

エ 第18条第12号エからケまでに掲げる行為（同号カに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）

オ 略

(7) 略

第3章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認)

第25条の2 国及び県以外の地方公共団体が、条例第22条の3第2項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う生態系維持回復事業が県自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第25条の3 国及び地方公共団体以外の者が、条例第22条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）又は条例の規定により刑に

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第25条 条例第20条第6項第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～ウ 略

エ 第18条第9号エからケまでに掲げる行為（同号カに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）

オ 略

(7) 略

処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

- (2) その行う生態系維持回復事業が県自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第25条の4 条例第22条の3第2項又は第3項に規定する生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認申請書（第5号様式の2）又は生態系維持回復事業認定申請書（第5号様式の3）を知事に提出して行うものとする。

2 条例第22条の3第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第22条の3第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（第5号様式の4）

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第25条の5 条例第22条の3第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第25条の6 条例第22条の3第7項に規定する変更の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業変更確認申請書（第5号様式の5）又は生態系維持回復事業変更認定申請書（第5号様式の6）を知事に提出して行うものとする。

2 第25条の4第3項の規定は、条例第22条の3第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類について準用する。

(軽微な変更の届出)

第25条の7 条例第22条の3第9項の規定による届出は、生態系維持回復事業

軽微変更届出書（第5号様式の7）を提出して行うものとする。

第4章 略

（自然保護取締員の資格等）

第26条 略

2 条例第21条第2項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第18条第4項各号に掲げる行為、条例第19条第3項第7号の規定による許可を要する行為及び条例第20条第1項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は条例第18条第4項第3号、第5号、第6号及び第10号並びに条例第19条第3項第7号の規定による許可を要する行為並びに条例第20条第1項第3号及び第5号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

3 条例第27条において準用する条例第21条第2項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第26条第1項に掲げる行為について、その中止を命じ、又は同項第3号及び第5号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

4 略

第5章 略

（県緑地環境保全地域における保全のための施設）

第27条 略

第6章 略

（自然記念物に関する行為の届出）

第32条 略

第7章 略

（証明書の様式）

第34条 略

第3章 自然保護取締員

（自然保護取締員の資格等）

第26条 略

2 条例第21条第2項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第18条第4項各号に掲げる行為、条例第19条第3項第6号の規定による許可を要する行為及び条例第20条第1項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は条例第18条第4項第3号及び第5号から第7号まで、条例第19条第3項第6号の規定による許可を要する行為並びに条例第20条第1項第3号及び第5号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることとする。

3 条例第27条において準用する条例第21条第2項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第26条第1項に掲げる行為について、その中止を命じ、又は同項第3号及び第5号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることとする。

4 略

第4章 県緑地環境保全地域

（県緑地環境保全地域における保全のための施設）

第27条 略

第5章 自然記念物

（自然記念物に関する行為の届出）

第32条 略

第6章 雑則

（証明書の様式）

第34条 略

(許可申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第39条 略

2 略

3 第1項に該当するもののほか、条例第18条第4項若しくは条例第19条第3項第7号の規定による許可の申請又は条例第18条第9項、条例第20条第1項、条例第26条第1項、条例第29条第1項、第18条第3号エ若しくは第20条第4号イの規定による届出に係る行為が、輕易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

(許可申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第39条 略

2 略

3 第1項に該当するもののほか、条例第18条第4項若しくは条例第19条第3項第6号の規定による許可の申請又は条例第18条第9項、条例第20条第1項、条例第26条第1項、条例第29条第1項、第18条第3号エ若しくは第20条第4号イの規定による届出に係る行為が、輕易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

第1号様式 (第13条関係)

(表 面)

略

(裏 面)

許可を受けようとする行為の種類	記 載 事 項
1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。	(1) 工作物の種類 (2) 敷地の面積 (3) 規模及び構造 (4) 主要材料 (5) 外部の仕上げ及び色彩 (6) 施行後の工作物の周辺の取扱い (7) 関連行為の概要 (8) 自然環境保全上の配慮
2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。	(1) 施行する土地の面積 (2) 施行に伴う土地の形質の変更の状況 (3) 施行のための設備 (4) 施行後の土地及びその周辺の取扱い (5) 関連行為の概要 (6) 自然環境保全上の配慮
3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。	(1) 鉱物又は土石の種類 (2) 掘採又は採取の方法の種別 (3) 掘採又は採取する土地の面積 (4) 掘採又は採取する鉱物又は土石の数量 (5) 掘採又は採取のための設備 (6) 掘採又は採取後の土地の形質の状況 (7) 掘採又は採取後の跡地及びその周辺の取扱い (8) 関連行為の概要 (9) 自然環境保全上の配慮
4 水面を埋め立て、又は干拓すること。	(1) 工事の施行の方法 (2) 埋立て又は干拓の面積 (3) 埋立て又は干拓のための設備 (4) 埋立て又は干拓後の土地及びその周辺の取扱い (5) 関連行為の概要 (6) 自然環境保全上の配慮
5 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。	(1) 水位又は水量の増減の及ぶ範囲 (2) 水位又は水量の増減の量及び時期 (3) 施行のための設備 (4) 関連行為の概要 (5) 自然環境保全上の配慮
6 木竹を伐採すること。	(1) 伐採の方法の種別 (2) 伐採する土地の面積 (3) 伐採する木竹の平均の樹齢及び胸高直径 (4) 伐採材積 (5) 伐採材積歩合 (6) 伐採のための設備 (7) 伐採後の跡地及びその周辺の取扱い (8) 関連行為の概要 (9) 自然環境保全上の配慮
7 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。	(1) 損傷物の種類 (2) 損傷物の数量 (3) 損傷方法 (4) 関連行為の概要
8 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。	(1) 植栽 (播種) する植物の種類 (2) 植栽 (播種) 面積 (3) 植栽 (播種) 数量 (4) 植栽 (播種) 方法 (5) 管理方法 (6) 関連行為の概要

第1号様式 (第13条関係)

(表 面)

略

(裏 面)

許可を受けようとする行為の種類	記 載 事 項
1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。	(1) 工作物の種類 (2) 敷地の面積 (3) 規模及び構造 (4) 主要材料 (5) 外部の仕上げ及び色彩 (6) 施行後の工作物の周辺の取扱い (7) 関連行為の概要 (8) 自然環境保全上の配慮
2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。	(1) 施行する土地の面積 (2) 施行に伴う土地の形質の変更の状況 (3) 施行のための設備 (4) 施行後の土地及びその周辺の取扱い (5) 関連行為の概要 (6) 自然環境保全上の配慮
3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。	(1) 鉱物又は土石の種類 (2) 掘採又は採取の方法の種別 (3) 掘採又は採取する土地の面積 (4) 掘採又は採取する鉱物又は土石の数量 (5) 掘採又は採取のための設備 (6) 掘採又は採取後の土地の形質の状況 (7) 掘採又は採取後の跡地及びその周辺の取扱い (8) 関連行為の概要 (9) 自然環境保全上の配慮
4 水面を埋め立て、又は干拓すること。	(1) 工事の施行の方法 (2) 埋立て又は干拓の面積 (3) 埋立て又は干拓のための設備 (4) 埋立て又は干拓後の土地及びその周辺の取扱い (5) 関連行為の概要 (6) 自然環境保全上の配慮
5 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。	(1) 水位又は水量の増減の及ぶ範囲 (2) 水位又は水量の増減の量及び時期 (3) 施行のための設備 (4) 関連行為の概要 (5) 自然環境保全上の配慮
6 木竹を伐採すること。	(1) 伐採の方法の種別 (2) 伐採する土地の面積 (3) 伐採する木竹の平均の樹齢及び胸高直径 (4) 伐採材積 (5) 伐採材積歩合 (6) 伐採のための設備 (7) 伐採後の跡地及びその周辺の取扱い (8) 関連行為の概要 (9) 自然環境保全上の配慮
7 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周囲1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。	(1) 汚水又は廃水の水質 (2) 排出の量及び時期 (3) 排出の方法 (4) 排出のための設備 (5) 関連行為の概要 (6) 自然環境保全上の配慮
8 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。	(1) 馬車 (動力船・航空機) の種類及び数 (2) 使用 (着陸) 範囲及び面積 (3) 使用 (着陸) 方法 (4) 関連行為の概要 (5) 自然環境保全上の配慮

<p>9 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。</p>	<p>(1) 動物（家畜）の種類 (2) 動物（家畜）の数量（頭数） (3) 管理方法</p>
<p>10 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周囲1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。</p>	<p>(1) 汚水又は廃水の水質 (2) 排出の量及び時期 (3) 排出の方法 (4) 排出のための設備 (5) 関連行為の概要 (6) 自然環境保全上の配慮</p>
<p>11 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p>	<p>(1) 馬車（動力船・航空機）の種類及び数の種類及び数 (2) 使用（着陸）範囲及び面積 (3) 使用（着陸）方法 (4) 関連行為の概要 (5) 自然環境保全上の配慮</p>

第3号様式（第16条関係）

特別地区内既着手行為届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあっては、
主たる事務所の所
在地及び名称並び
に代表者の氏名〕

(電話)

印

香川県自然環境保全条例第18号第3項各号に掲げる行為が規制されることとなったときにおいて既に次の行為に着手していたので、同条第9項の規定により、関係図面を添えて、届け出ます。

県自然環境保全地域の名称		
行為の種類		
行為の目的		
行為の場所		
行為の施行方法	別紙のとおり	
行為の完了の日又は予定日	完了の日	年 月 日
	完了の予定日	年 月 日
行為施行者の住所及び氏名	〔法人にあっては、 主たる事務所の所 在地及び名称並び に代表者の氏名〕 (電話)	
備考		

- 注 1 行為の施行方法は、別紙に記載するものとし、その内容は、第1号様式の注1に準じて記載すること。
- 2 備考の欄には、当該行為が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況を記載すること。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第3号様式（第16条関係）

特別地区内既着手行為届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあっては、
主たる事務所の所
在地及び名称並び
に代表者の氏名〕

(電話)

印

特別地区（特別地区内の湖沼、湿原）が指定（拡張）された際に次の行為に着手していたので、香川県自然環境保全条例第18条第9項の規定により、関係図面を添えて、届け出ます。

県自然環境保全地域の名称		
行為の種類		
行為の目的		
行為の場所		
行為の施行方法	別紙のとおり	
行為の完了の日又は予定日	完了の日	年 月 日
	完了の予定日	年 月 日
行為施行者の住所及び氏名	〔法人にあっては、 主たる事務所の所 在地及び名称並び に代表者の氏名〕 (電話)	
備考		

- 注 1 行為の施行方法は、別紙に記載するものとし、その内容は、第1号様式の注1に準じて記載すること。
- 2 備考の欄には、当該行為が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況を記載すること。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第4号様式（第21条関係）

野生動植物捕獲（殺傷・採取・損傷）許可申請書

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 住所
氏名

〔法人にあっては、
主たる事務所の所
在地及び名称並び
に代表者の氏名〕

（電話

）

香川県自然環境保全条例第19条第3項第7号の規定により野生動植物の捕獲（殺傷・採取・損傷）の許可を受けたいので、関係図面を添えて、次のとおり申請します。

県自然環境保全地域の名称		
捕獲（殺傷・採取・損傷）する動植物の種類及び数量		
行為の目的		
行為の場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の方法		
行為の着手及び完了の予定日	着手の予定日	年 月 日
	完了の予定日	年 月 日
行為施行者の住所及び氏名	〔法人にあっては、 主たる事務所の所 在地及び名称並び に代表者の氏名〕 (電話)	
備考		

注 1 備考の欄には、当該行為が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況を記載すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第4号様式（第21条関係）

野生動植物捕獲（殺傷・採取・損傷）許可申請書

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 住所
氏名

〔法人にあっては、
主たる事務所の所
在地及び名称並び
に代表者の氏名〕

（電話

）

香川県自然環境保全条例第19条第3項第6号の規定により野生動植物の捕獲（殺傷・採取・損傷）の許可を受けたいので、関係図面を添えて、次のとおり申請します。

県自然環境保全地域の名称		
捕獲（殺傷・採取・損傷）する動植物の種類及び数量		
行為の目的		
行為の場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の方法		
行為の着手及び完了の予定日	着手の予定日	年 月 日
	完了の予定日	年 月 日
行為施行者の住所及び氏名	〔法人にあっては、 主たる事務所の所 在地及び名称並び に代表者の氏名〕 (電話)	
備考		

注 1 備考の欄には、当該行為が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況を記載すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第5号様式（第22条関係） 略

第5号様式の2（第25条の4関係）

生態系維持回復事業確認申請書

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、
主たる事務所の所
在地及び名称並び
に代表者の氏名）

（電話 ㊟）

香川県自然環境保全条例第22条の3第2項の規定により 自然環境保全区
域内における 生態系維持回復事業について確認を受けたいので、次のとお
り申請します。

生態系維持回復事業 を 行 う 区 域	
生態系維持回復事業 の 内 容	
生態系維持回復事業 を 行 う 期 間	
備 考	

- 注 1 香川県自然環境保全条例施行規則第25条の4第3項各号に掲げる書類を添付
すること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第5号様式（第22条関係） 略

第5号様式の3 (第25条の4関係)

生態系維持回復事業認定申請書

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 住所

法人にあっては、
主たる事務所の所
在地及び名称並び
に代表者の氏名

氏名

印

(電話

)

香川県自然環境保全条例第22条の3第3項の規定により 自然環境保全区
域内における 生態系維持回復事業について認定を受けたいので、次のとお
り申請します。

生態系維持回復事業 を行う区域	
生態系維持回復事業 の内容	
生態系維持回復事業 を行う期間	
備 考	

注 1 香川県自然環境保全条例施行規則第25条の4第3項各号に掲げる書類を添付
すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第5号様式の4（第25条の4関係）

生態系維持回復事業実施計画書		
県自然環境保全地域名		
生態系維持回復事業の名称		
生態系維持回復事業を行う目標		
生態系維持回復事業を行う区域		
生態系維持回復事業を行う期間		
生態系維持回復事業の内容	生態系の状況の把握及び監視	
	生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除	
	動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善	
	生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖	
	生態系の維持又は回復に資する普及啓発	
	必要な調査等	
備考		

第5号様式の5 (第25条の6関係)

生態系維持回復事業変更確認申請書

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 住所

法人にあっては、
主たる事務所の所
在地及び名称並び
に代表者の氏名

氏名

印

(電話)

香川県自然環境保全条例第22条の3第7項の規定により 自然環境保全区
域内における 生態系維持回復事業について変更したいので、次のとおり申
請します。

確認を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
	生態系維持回復事業を行う期間		
変更を必要とする理由			
備 考			

- 注 1 香川県自然環境保全条例施行規則第25条の6第2項において準用する第25条の4第3項各号に掲げる書類を添付すること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第5号様式の6（第25条の6関係）

生態系維持回復事業変更認定申請書

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 住所

法人にあっては、
主たる事務所の所
在地及び名称並び
に代表者の氏名

氏名

㊟

（電話 ）

香川県自然環境保全条例第22条の3第7項の規定により 自然環境保全区
域内における 生態系維持回復事業について変更したいので、次のとおり申
請します。

認定を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
	生態系維持回復事業を行う期間		
変更を必要とする理由			
備 考			

注 1 香川県自然環境保全条例施行規則第25条の6第2項において準用する第25条の4第3項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第5号様式の7（第25条の7関係）

生態系維持回復事業軽微変更届出書

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 住所

法人にあつては、
主たる事務所の所
在地及び名称並び
に代表者の氏名

氏名

（電話

㊤

）

香川県自然環境保全条例第22条の3第9項の規定により 自然環境保全区
域内における 生態系維持回復事業について軽微な変更をしたので、次のと
おり届け出ます。

確認又は認定を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 し た 年 月 日		
備 考		

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第6号様式（第26条関係）

（表面）

略

（裏面）

香川県自然環境保全条例（抜粋）

（中止命令等）

第21条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第18条第4項若しくは第19条第3項の規定に違反し、若しくは第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせずに同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（準用）

第27条 第21条の規定は、県緑地環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第22条第2項の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。（以下略）

第40条 第21条第1項又は第2項（第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第6号様式（第26条関係）

（表面）

略

（裏面）

香川県自然環境保全条例（抜粋）

（中止命令等）

第21条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第18条第4項若しくは第19条第3項の規定に違反し、若しくは第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせずに同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（準用）

第27条 第21条の規定は、県緑地環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第22条第2項の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。（以下略）

第40条 第21条第1項又は第2項（第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第9号様式（第34条関係）

（表面）

略

（裏面）

香川県自然環境保全条例（抜粋）

（報告及び検査等）

第35条 知事は、県自然環境保全地域及び県緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第18条第4項若しくは第19条第3項第7号の許可を受けた者若しくは第20条第2項若しくは第26条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域若しくは県緑地環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第18条第4項各号、第19条第3項本文、第20条第1項各号若しくは第26条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第35条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(4) 略

第9号様式（第34条関係）

（表面）

略

（裏面）

香川県自然環境保全条例（抜粋）

（報告及び検査等）

第35条 知事は、県自然環境保全地域及び県緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第18条第4項若しくは第19条第3項第6号の許可を受けた者若しくは第20条第2項若しくは第26条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域若しくは県緑地環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第18条第4項各号、第19条第3項本文、第20条第1項各号若しくは第26条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 略

(3) 第35条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(4) 略

第10号様式（第34条関係）

（表面）

略

（裏面）

香川県自然環境保全条例（抜粋）

（実地調査）

第36条 知事は、県自然環境保全地域若しくは県緑地環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然記念物の指定、県自然環境保全地域に関する保全計画若しくは県緑地環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は県自然環境保全地域に関する保全事業若しくは県緑地環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見

書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

（1）～（3） 略

（4） 第36条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

第10号様式（第34条関係）

（表面）

略

（裏面）

香川県自然環境保全条例（抜粋）

（実地調査）

第36条 知事は、県自然環境保全地域若しくは県緑地環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然記念物の指定、県自然環境保全地域に関する保全計画若しくは県緑地環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は県自然環境保全地域に関する保全事業若しくは県緑地環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見

書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

（1） 略

（2） 略

（3） 略

（4） 第36条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月24日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の香川県立自然公園条例施行規則第24号様式による身分証明書は、同条の規定による改正後の香川県立自然公園条例施行規則第24号様式による身分証明書とみなす。

3 この規則の施行の際現に交付されている第2条の規定による改正前の香川県環境保全条例施行規則第6号様式、第9号様式及び第10号様式による身分証明書は、それぞれ同条の規定による改正後の香川県環境保全条例施行規則第6号様式、第9号様式及び第10号様式による身分証明書とみなす。